

公益財団法人統計情報研究開発センターにおける公的研究費の適正な管理のための基本方針

平成27年 6月16日 理事長決定

平成28年 9月26日 理事長決定

公益財団法人統計情報研究開発センター（以下、「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費の適正な管理体制を整備することにより、資金の不正使用を誘発する要因を除去するとともに、抑止機能のある環境の整備・体制の構築を図り、研究機関としての法人の責務を果たすため、本基本方針を定める。

1 公的研究費の運営・管理の責任体制

センターにおいて、公的研究費の適正な運営・管理を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、センター全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、専務理事をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費を適正に運営・管理するため、コンプライアンス（法令順守）の推進に係る実質的な責任と権限を持つものとし、総務部長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

2 職員の行動規範及び遵守事項

- (1) すべての職員は、公的研究費の使用に係る法令、通知及びセンターの諸規則等を遵守するとともに、公的研究費の不正使用が、センターのみならず、研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識の上、公的研究費の使用にあたらなければならない。公的研究費の使用方法がたとえ、規程等に明確に違反する不正使用でなくても、第三者から不適切であるかの疑いを持たれるような使用方法是、避けなければならない。
- (2) 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動するとともに、研究データを一定期間適切に保管し、必要な場合に開示するなどして、研究の成果について、客観性をもって研究意義等を積極的に説明するように努めるものとする。
- (3) 事務職員は、研究遂行上必要な事柄については、公的研究費の使用に関する規程等に照らして実現可能であるか否かを柔軟に検討するとともに、検討結果につき、速やかに研究者

に適切な説明を行わなければならない。事務職員は、研究計画が随時変更され得るものであるという研究活動の特殊性を充分理解の上、公的研究費使用の規程類等への適合性を検討するものとする。

3 不正使用発生要因の把握と未然の防止、不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画を推進する者は、コンプライアンス推進責任者とする。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理するため、不正防止計画を策定し、実施するものとする。また、定期的にその見直しを行うものとする。
- (3) 不正防止計画は不正を発生する要因を把握し策定するものとする。
- (4) コンプライアンス推進責任者は不正防止計画を策定したときは最高管理責任者に提出するものとする。
- (5) 最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、不正が行われないよう公的研究費の適正な運営及び管理を行うものとする。

4 疑義発生時の対応

- (1) 公的研究費の事務処理手続又は使用に関する相談窓口は、統計普及推進部とする。
- (2) 公的研究費の使用に関し疑義があった場合の通報窓口は、総務部とする。
- (3) 公的研究費の使用に関し、疑義があった場合はコンプライアンス推進責任者に報告する。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、通報等に対して、必要と判断した場合は、最高管理責任者が指名する者をもって構成する調査チームによる調査を実施する。
- (5) コンプライアンス推進責任者は通報等をしたことを理由に当該通報者等に不利益な取扱いを行ってはならない。
- (6) 調査チームは、調査結果をコンプライアンス推進責任者に報告する。
- (7) コンプライアンス推進責任者は当該調査結果を受け、是正措置、再発防止措置等を決定し最高管理責任者に報告する。
- (8) 最高管理責任者は、必要に応じて理事会の意見を聞き必要な措置を講ずる。
- (9) 調査の結果、不正使用が明らかになった場合は、理事長は当該行為に関与した職員を就業規則等により処分する。
- (10) 理事長は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った職員には、就業規則等に従い処分を課すことができる。